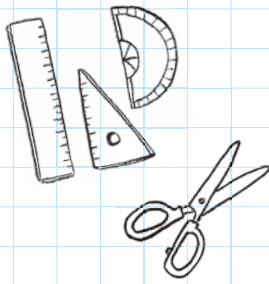


各学校の教育活動とICT教育推進の必要性

学校教育

☎子ども課学校教育係 ☎0943-32-1194



教育活動の公開

広川町では、学校と保護者、地域が連携・協働し「地域とともにある学校づくり」（広川町コミュニティ・スクール）に取り組んでいます。取り組みの一つとして、11月1日(火)（教育の日）～14日(月)の2週間を教育週間とし、さまざまな教育活動や文化行事を行います。

教育週間中は、地域の皆さんがどの学校の授業や行事でも参観できるように、教育活動を積極的に公開する予定でした。しかし、今回は新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、広川町学校運営協議会委員と各行事の関係団体の代表などに限らせていただきますので、ご理解をお願いします。

特色のある教育活動

共通の取り組み

- ・就学時健康診断（7日）
- ・学校運営協議会による学校視察（8日）
- ・小中学生意見発表会（12日）
- ・ICTを活用した各教科での授業

各学校の取り組み

○上広川小学校

- ・表現活動
- ・観劇会
- ・ALITを活用した外国語科の授業
- ・「伝え合い活動」を取り入れた授業
- ・図書館を活用した授業
- ・保護者と学ぶ規範意識
- ・認知症サポーター講座
- ・薬物乱用防止教室

○中広川小学校

- ・プログラミング学習
- ・献血セミナー
- ・ALITを活用した外国語科の授業
- ・保護者と学ぶ規範意識
- ・認知症サポーター講座
- ・薬物乱用防止教室
- ・授業参観、懇談会

○下広川小学校

- ・校外集団訓練学習
- ・プログラミング学習
- ・外国語活動
- ・地区懇談会
- 広川中学校
- ・持とう「私の夢」講演会
- ・文化発表（展示部門）

広川町での取り組み

昨年度から広川町では、国が進める「GIGAスクール構想」により整備された、タブレットを活用した学習が始まりました。これにより、次のような学校を目指しています。

- ・児童生徒の情報活用能力の向上
- ・児童生徒が積極的に取り組む、魅力的な授業の展開
- ・教員の働き方改革を実現し、児童生徒に寄り添う時間の確保

ICT教育推進の必要性

現代の社会では、あらゆる場面でICT（情報通信技術）が活用され、近い将来「ソサエティ5.0」と呼ばれる社会が訪れます。これは「テクノロジーによって仮想世界と現実世界をつなぎ、さまざまな社会の問題を解決する、人々が暮らしやすい社会」を意味します。

現時点で行われているものの一例として、キャッシュレス決済の導入やVR（仮想現実）

の活用、農業の自動・省略化などが挙げられます。これから実現しようとしているものの一例としては、自動運転システムや遠隔医療、コンビニなどの無人店舗化が考えられています。

「ソサエティ5.0」が実現したとき、今まで人が行っていた作業が機械化し、人はより創造的な仕事に専念できるようになるでしょう。これからの社会を生きる子どもたちにとって、ICT機器は鉛筆やノートのような必需品です。

社会はものすごいスピードで変革していきます。時代のニーズに合った柔軟な思考を年少期に確立させるためにも、ICT教育を進めていく必要があります。



▲パソコンを活用した授業風景

子どもの権利について考える

～ヤングケアラーと子どもの人権～

☎生涯学習課 人権・同和教育係 ☎0943-32-0093

ヤングケアラーとは？

「大人が担うべき家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども」を指します。単に家の手伝いをする、というレベルではありません。自らの意向にかかわらず、置かれた環境により自身の行動が制限されてしまうため「お手伝い」とは全く質が異なるものです。

本来、大人が担うべき日常的な家事や家族の世話などを代わりに行っているわけですから、子どもにかかる肉体的・精神的負担はとて大きなものになります。

「15人に1人」の実態

令和2年度に厚生労働省が行った「ヤングケアラーの実態に関する調査」では「家族の中にあなたが世話をしている人がいますか」という質問に対し「している」と回答した子どもが、平均で5パーセント以上いることが明らかになりました(図1参照)。小学6年生に関しては、約15人に1人が該当することになります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている

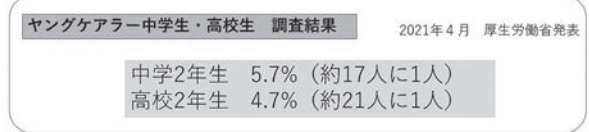


目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている

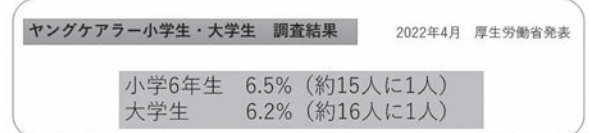


日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている

▼図1



～世話をしている家族がいると回答した割合～



子どもの権利を守るために

この問題は、子どもの権利侵害に当たります。子どもの権利条約第28条

「教育を受ける権利」や第31条「遊ぶ権利」が侵害されています。

子ども自身が苦しむと感じているなら、それは社会として放置できないことです。

人権を考える「ひろかわ」セミナー

[時間] 19:00～20:30

[場所] 広川町役場1階多目的スペース

【第1回】11月10日(休)、外国人の人権「多文化共生のまちづくり」

講師：北九州市立大学非常勤講師 柳井美枝さん

【第2回】11月16日(休)、子どもの人権「子どものモノガタリを聴いてみませんか?」

講師：子どもNPOセンター福岡 牛島恭子さん、佐本珠美さん

【第3回】11月22日(休)、障がい者の人権「ともに生きる社会づくり」

講師：大牟田市議会議員 古庄和秀さん

※すべて要予約、定員制

心をつなぐ「ひろかわ」の集い

[日時] 12月3日(出)、13:30～15:00

[場所] 保健・福祉センター「はなやぎの里」

「一歩を踏み出す勇気」～自分が変われば世界が変わる～

講師：東京パラリンピック ゴールボールメダリスト 浦田理恵さん

※予約不要、定員制

前述したとおり、置かれた環境で左右されてしまうものであるため、本人が自覚していないケースもあります。この問題を未然に防ぐためには、まず子どもの意見を聞き、子どもの意向を尊重しながら、一対対応策を考える必要があります。